

令和8年度藤枝市家庭用蓄電池設置費補助金

交付申請

1 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

※提出書類に不備がある場合は受付できません。

※予算額に達した日に受付を終了し、達した日に受付した交付申請の中から、抽選により受付順を決定します。

※申請は設置工事着工前にお願いいたします。工事着工後の申請は補助対象外となりますので、ご注意ください。

【着工とみなすタイミング】

当該設備（蓄電池本体）を設置予定の敷地内に据付けする工事を開始する時点を着工とみなしています。

2 補助対象者

次の（1）から（5）のすべてに該当する方が補助対象者です。

（1）市内の住宅（併用住宅含む）へ、（一社）環境共創イニシアチブの定める「当該年度及び前年度の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）に製品登録されている家庭用蓄電池（同等以上の機器を含む）を設置する方

※再生可能エネルギー発電システムと連携が可能な市内の住宅に設置（家庭用蓄電池との同時設置を含む）し、当該再生可能エネルギーを蓄電できる場合に限る。

（2）交付申請時に未着工である方

（3）納付すべき市区町村税を滞納していない方

（4）“もったいない”エコファミリー宣言をしている方（申請時の宣言でも可）

（5）過去に本補助金及び蓄電池にかかる藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金の交付を受けていない方

3 補助対象経費

家庭用蓄電池の購入及び設置工事に要する経費

4 補助金額

設置する家庭用蓄電池の蓄電容量1kWh当たり2万円（上限6万円）

※千円未満は切り捨て

5 提出書類

次の（１）から（６）のすべてを揃えて提出してください。

市役所納税課で発行

- （１）補助金交付申請書（第１号様式）
- （２）３ヵ月以内に発行された市区町村税の滞納がないことの証明書（完納証明書等）
※納税証明書とお間違いにならないようお気を付けてください。
- （３）“もったいない”エコファミリー宣言
○エコファミリー宣言 Web 受付フォーム：<https://logoform.jp/form/Knxg/684271>
- （４）工事契約書または注文請書の写し（家庭用蓄電池の設置場所、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日及び工事内容が確認できるもの）
- （５）家庭用蓄電池の購入及び設置工事に係る費用の内訳がわかるもの（見積書の写し等）
- （６）家庭用蓄電池の型番、パッケージ型番、蓄電容量がわかるもの（カタログ等）



6 留意事項

- ★提出書類の確認が完了次第、交付申請者へ「交付決定通知書」を郵送いたします。なお、提出書類の確認に２週間程度かかるため、早めの交付申請をお願いいたします。
- ★蓄電池の設置工事着工は環境政策課からの「交付決定通知書」が届いてからお願いいたします。
申請書の提出前、「交付決定通知書」の受領前に着工に取り掛からないようご注意ください。
- ★「交付決定通知」が届いてから着工までの間に「設置予定箇所の着工前写真（カラー、交付申請者及び撮影日が記載されたボード等が写るもの、新築住宅の場合は建築予定地の写真）」をあらかじめ撮影ください。実績報告時にご提出いただきます。

変更（中止）承認申請 ※必要な方のみ

1 申請が必要な場合

次の（１）から（３）のいずれかの理由により、交付申請の内容を変更又は中止する場合

- （１）交付申請の内容を変更する場合（設置機器の変更等）
- （２）家庭用蓄電池の設置を中止する場合
- （３）実績報告の提出が、市が定めた提出期限に間に合わないことが判明した場合
※いずれかに該当することが判明した場合、速やかに変更（中止）承認申請を行ってください。

2 提出書類

次の（１）から（４）のすべてを揃えて提出してください。※中止の場合は（１）のみ

- （１）変更（中止）承認申請書（第３号様式）
- （２）変更後の家庭用蓄電池の購入及び設置工事に係る費用の内訳がわかるもの（見積書の写し等）
- （３）変更後の家庭用蓄電池の型番、パッケージ型番、蓄電容量のわかるもの（カタログ等）
- （４）その他、変更内容が確認できるもの

実績報告・請求

1 提出期限

「設置事業が完了した日（引き渡し日・領収日のいずれか遅い日）から起算して30日を経過した日」又は「令和9年4月9日（金）」のいずれか早い日
※期限を過ぎた場合、交付の決定を取り消す場合があります。

2 提出書類

次の（1）から（8）のすべてを揃えて提出してください。

（1）実績報告書（第5号様式）

（2）請求書（第7号様式）

提出日・請求日・文書番号は記入不要です

（3）補助金振込先の金融機関・支店名、口座種別・番号、名義人がわかるもの（通帳の写し等）

（4）家庭用蓄電池の購入及び設置工事に係る領収書の写し又は金銭消費貸借契約証書の写し

（5）家庭用蓄電池設置前の設置予定箇所の写真（カラー）

（撮影日・申請者名が記載されたボード等と併せて撮影、新築住宅の場合は建築予定地の写真）

（6）家庭用蓄電池と連携した再生可能エネルギー発電システムが確認できる写真（カラー）

（7）家庭用蓄電池設置後の建物全景写真（カラー）

（8）家庭用蓄電池設置後の本体の写真（カラー）

（9）家庭用蓄電池の銘板の写真（カラー）又は保証書の写し

提出書類の（5）～（9）を提出する際にはHPに掲載されている

【写真添付用任意様式】藤枝市家庭用蓄電池設置費補助金(Word ファイル)をご活用ください。

3 留意事項

★提出書類の確認が完了次第、申請者へ「交付確定通知書」を郵送します。なお、提出書類の確認に2週間程度かかるため、早めの報告をお願いいたします。

※ご自宅の郵便ポスト設置前等の理由で通知書の届け先が実績報告時住所と異なる場合には、事前にご申告ください。

★通知書郵送後3～4週間を目途に振込先口座へ補助金を振り込みます。

提出・問合せ先

郵送または窓口に直接提出

郵送で提出の場合は、確実な配送のためにも簡易書留・
特定記録郵便での郵送をおすすめします。

●郵送先：〒426-0026

藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階
環境政策課 補助金担当 宛て

●窓 口：藤枝市役所 南館3階 環境政策課窓口まで

●電話番号：054-643-3183 / FAX番号：054-631-9083

●メール：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

●ホームページ：<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>